

70歳以上75未満の自己負担限度額（月額）

所得区分	外来 （個人単位）	外来+入院 （世帯単位）	年4回目以降
現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円 （総医療費が842,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%を加算）		140,100円
現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円 （総医療費が558,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%を加算）		93,000円
現役並み所得者Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円 （総医療費が267,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%を加算）		44,400円
一般	18,000円 （年間上限144,000円）	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	15,000円

注意点

- 医療機関ごとに分けずに、入院・外来別に合算します。
- 個人ごとの外来自己負担額合計が、上記表の外来（個人単位）を超えた場合、超えた額を支給します。
- 外来の自己負担額と入院にかかる自己負担額を世帯単位で合算し、外来+入院（世帯単位）の自己負担額を超えた場合、超えた額を支給します。
- 保険外の診療、入院時の食事代、差額ベッド代などは対象外です。